

社会福祉法人清光園 行動計画

ワークライフバランスの実現を図り、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

(1) 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

(2) 内 容

目 標：ワークライフバランスの実現

- ・経済的に自立可能な働き方ができる。
- ・健康で豊かな生活を送るための時間を持つことができる。
- ・多様な働き方・生き方を選択できる。

<対 策>

平成 27 年 4 月～ 夕張市定住推進支援制度の制定。夕張市が策定した「夕張市まちづくりマスタープラン」を推進する観点から、夕張市内へ移住定住する者および清水沢地区へ転居する者に対して支度金を給付する。

平成 27 年 4 月～ 生活資金貸付制度の周知と定着。職員の生活の安定を図るとともに、職員が長期にわたって勤務できるように、生活資金の貸付を行う。

平成 27 年 5 月～ ノー残業デー実施の徹底。一人ひとりの働き方を見直し、業務の改善を図る。

平成 27 年 4 月～ 年次有給休暇の取得促進。年次有給休暇の取得促進を日常的に職員に意識付けるため、職場内にポスターを掲示する。

平成 27 年 4 月～ 短時間正職員制度利用の促進。制度の周知と啓発を図って利用を促進する。

平成 27 年 5 月～ キャリアと能力に見合う給与体系の再構築。経営会議において、「給与規程」「職能資格等級規程」「人事考課規程」等の見直しを行う。

平成 27 年 6 月～ 管理職を対象とした「労務管理に関する研修」を実施し、男性も育児休業や子の看護休暇を取得できることを周知する。

平成 27 年 9 月～ 就業規則の始業・終業時間を見直し、職員の多様なニーズに応えられる勤務パターンを策定する。